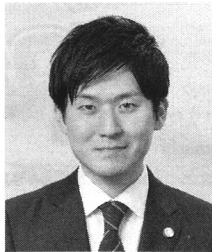


知って得する!

# 法律コラム

## 商人である買主の 検査通知義務について



弁護士 大友竜亮

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。（2024年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋茗番館ビル4F Tel：04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel：043-306-1110

Email：info@yotsubasougou.com

こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

### 1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の大友です。先日企業様から、取引先に納入した商品に不適合があり、損害賠償の裁判を起こされてしまったというご相談をいただきました。

法律関係の迅速な確定が求められる企業間の取引では、個人間の取引とは異なる法律が適用されます。企業間の取引の場合には、速やかに商品の検査と売主への通知を行っていないと、損害賠償請求をすることができない可能性があります。

本日は、企業間の売買における検査通知義務（商法第526条）を解説させていただきます。

### 2 商人間売買の検査義務

商人間（企業間取引はこれに該当します）の売買について、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければなりません（商法第526条第1項）。

この規定は、商人間の取引に適用され、当事者の一方が商人でない場合には適用はありません。

検査の方法は、目的物が契約の内容に適合しないことを発見するのに相当と認められるものでなければなりません。具体的な方法は、目的物の種類によって異なりますが、少量で高価な目的物については全量検査が、大量で同じ性質を有する目的物については、抜き取り検査を行うことが相当な検査方法と認められる可能性があります。機械類では試運転などを行うのが通例となっています。

遅滞なく検査がなされたか否かについても、正常な営業慣行を基準として、目的物を受け取った場所、性質、数量などを考慮して判断されることとなります。人手不足などの主観的事情は考慮されません。上記の各事情によりますが、裁判例に照らすと、受領後1週間前後が遅滞の有無の目安となります。

### 3 通知義務

買主は、検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければなりません（商法第526条第2項前段）。

他方、目的物に直ちに発見することができない不適合があり、買主が6カ月以内にこれを発見したときも、買主は直ちに売主にその通知をしなければなりません（商法第526条第2項後段）。

買主への通知の内容は、契約の内容に適合しないことだけでは足りず、不適合の内容及び大体の範囲、数量不足の場合はその程度を明らかにする必要がありますが、その細目を明らかにする必要はありません。

### 4 検査通知義務違反の効果

買主が前記の通知を怠った場合には、買主は、売主に対し、その不適合を理由とする履行の追完の請求（代替品の引渡しなど）、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができなくなります（商法第526条第2項）。

直ちに発見することができない不適合についても、受領後6カ月経過後は、買主は、売主に対し、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができなくなります。

### 5 さいごに

本日は商人間売買の検査通知義務についてご紹介させていただきました。商人間の取引には、法律関係の迅速な確定が求められるため、個人間の取引とは異なる法律が適用されることがあります。企業間の取引で問題が生じているという企業様は、お近くの弁護士にご相談ください。